

掛金未納正当理由申立書

下記の理由により掛金が未納であることについては、正当な未納であることを申し立てます。

3年 10月 10日

共济契約者番号

5 0 9 8 7 6 5

住 所

東京都豊島区東池袋1-24-1

共济契約者 法人名又は

株式会社 中退共製作所

事業主名(個人事業所)

電話番号

03 - 6907 - 1234

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 殿

担当者名

※日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
佐藤

記

未納の正当な理由

被共济者がその月の所定労働日の2分の1を超えて欠勤・休職

※年・月が1桁の場合は、「0」を入れて2桁で記入してください。

(記入例) 令和3年10月→0310

被共济者氏名	被共济者番号(11桁)											未納となる月分(12か月限度)						未納月数 (12か月限度)						
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	開始年月 (和暦)		終了年月 (和暦)			36					
柴田 進	5	0	9	8	7	6	5	0	0	0	1	1	R	0	3	1	1	R	0	4	1	0	12	か月
青木 章二	5	0	9	8	7	6	5	0	0	0	2	1	R	0	3	1	0	R	0	3	1	0	1	か月
池田 弘子	5	0	9	8	7	6	5	0	0	0	3	1	R	0	3	0	6	R	0	3	1	1	6	か月
												1	R					R						か月
												1	R					R						か月

- (注) 1 この用紙に必要事項を記入のうえ、速やかに郵送またはFAX(03-5955-8217)で契約業務部収納課に提出してください。ただし、被共济者からの退職金等の請求手続き後は申し立てできません。なお、1回の申し立ては12か月までです。
- 2 申立書を提出する月を1か月目として5か月前まで遡って申し立てすることができます。すでに振替済みの掛金については、振替口座に自動的に返還いたします。(例)申立書の提出月が12月の場合、8月まで遡って申し立てができます。
- 3 申立期間終了後は自動的に掛金振替が再開されます。申立期間中に掛金納付を再開する場合は、別途「掛金納付再開申出書(様式J)」を提出してください。
- 4 事業主の責めに帰することができない事情により申し立てする場合は、事前に契約業務部収納課にお問い合わせください。